

# 名古屋造形大学大学院（修士課程）学位規程

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第13条（大学学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。）の規定及び大学院学則第19条2項（学位授与に関する規定は、別に定める）に基づき、本学大学院において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位）

第2条 本学大学院において授与する学位は修士（造形）とする。

（学位の授与）

第3条 学位の授与は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

（学位授与の要件）

第4条 学位は、大学院学則第18条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。学位を授与できない者にはその旨を通知する。

（学位論文等の提出）

第5条 学位の授与を申請する者は、所定の書類に修士作品または修士論文を添えて研究科長に提出しなければならない。

（審査委員）

第6条 研究科長は、前条の作品または論文を受理したときは、それらの審査と最終試験について、研究科委員会に付託するものとする。

2 研究科委員会は前項の付託を受けたときは、指導教員を主査とし、審査委員として副査2名により審査するものとする。

（審査・最終試験）

第7条 前条2項により委嘱を受けた審査委員は、修士作品または修士論文の審査および口頭試問による最終試験を行うものとする。

2 最終試験の期日は、その都度発表公示する。

（研究科長への報告）

第8条 審査委員は、修士作品または修士論文の審査および最終試験の結果を研究科長に報告、研究科長はこの結果を研究科委員会に報告しなければならない。

（議決）

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を審議し議決する。

2 前項の学位授与の議決には、研究科委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

（審査結果の報告）

第10条 研究科長は前条の規定により、学位授与認定者を議決したときは、所定の書式による判定票で学長に報告しなければならない。

（学位授与の取消）

第11条 学位を授与された者が次の各号の一つに該当すると認められたときは、学長は研究科委員会の議を経て、当該学位を取り消すことができる。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の授与を受けた者がその名誉を著しく汚辱したと認められる行為をしたとき。

2 学長は、前項の規定に基づき、当該学位を取り消したときは、その旨を公示するとともに、既に交付した学位記を返還させるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、2023年10月1日から施行する。